

鳥取県における地方創生人材の育成に関する連携協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県町村会（以下「乙」という。）、一般財団法人地域活性化センター（以下「丙」という。）及び公益財団法人日本財団（以下「丁」という。）は、鳥取県における地方創生に向けた人材育成を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が、それぞれの有する資源を有効に活用することにより、鳥取県において少子高齢化と人口減少が進展するなか、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられ、多様な主体との協働によって地方に活力を生み出し続けられる、持続可能な地方創生の地域づくりの中核となる人材を育成することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、次の各号に定める事項について互いに連携・協力する。
なお、具体的な事業内容はそれぞれが協議のうえ別に定める。

- （1）鳥取県内の町村職員等が、丙及び丁が有する人材育成に資する様々な知見や人的資源を活用し、地方創生のために必要となる能力を身に付けるための行動計画（アクションプラン）（以下「アクションプラン」という）の策定
- （2）アクションプランに基づき、甲、丙及び丁が支援する人材育成事業への鳥取県内の町村職員及び地域づくりに関心のある人材等の参加
- （3）必要に応じた甲及び鳥取県内の町村職員の丙への実務研修生（人材養成塾生）の派遣
- （4）鳥取県における人材育成のあり方や成果に関する丙及び丁による調査・研究と情報発信
- （5）丙と連携協定を締結した全国の自治体と、甲、鳥取県内の町村及び丁との交流や情報交換
- （6）その他連携・協力を寄与する事項の推進

（推進体制）

第3条 甲、丙及び丁の指定する職員及び各アクションプランに係る町村職員により、前条に定める事項を実行し人材育成を推進する体制を設ける。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定は有効期限が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

(協定の解釈等)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を4通作成し、甲、乙、丙及び丁が署名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年7月9日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 (平井 伸治)

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県町村会

会長 (宮脇 正道)

丙 東京都中央区日本橋二丁目3番4号 日本橋プラザビル13階

一般財団法人 地域活性化センター

理事長 (椎川 忍)

丁 東京都港区赤坂一丁目2番2号 日本財団ビル

公益財団法人 日本財団

会長 (笹川 陽平)